

広域食育推進民間活動支援事業費補助金交付要領

令和3年3月25日

2農振財地480号

(趣旨)

第1 公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下、「財団」という。)は、広域食育推進民間活動支援事業実施要綱(令和3年3月25日付2農振財地第478号)に基づき実施する事について、広域食育推進民間活動支援事業費補助金交付要綱(令和3年3月25日付2農振財地第479号)に定めるものの他、この要領に定めるところにより実施するものとする。

(推進体制)

第2 本事業の実施にあたり、関係機関との密接な連携をとりながら、関連施策との有機的な連携に配慮し、地域の実情に応じて、円滑かつ適正に推進する。

(審査)

第3 財団は支援対象の決定にあたっては、実施要綱第5に基づき「広域食育推進民間活動支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を開催し、事業実施計画を審査する。

(補助金交付の上限)

第4 補助金交付につき一事業主体あたりの上限は、120万円とする。
なお、財団が特に必要であると認めた場合は、超えることができる。

(補助対象経費)

第5 本事業の補助金の交付の対象となる経費は別表の通りとする。

2 下記に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

(1) 他の補助金の対象となっている経費

(2) 特許や商標登録の取得、商品開発、コンピュータソフトウェア開発など補助事業の成果物によって、私有財産の形成に資することとなる経費

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。